

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機光エレクトロニクス部
有機光エレクトロニクス実用化開発センターにおける科学研究費助成事業
－科研費－等の使用に関する研究倫理教育実施等要領

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
事務局長 陶山 正徳 制定
平成28年 9月27日

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機光エレクトロニクス部有機光エレクトロニクス実用化開発センターにおける科学研究費助成事業－科研費－等の研究実施規程（以下「研究実施規程」という。）第11条第2項に基づき、研究倫理教育責任者が科研費等その他資金による研究活動に関わる者に行う研究倫理教育の具体的な実施方法等について定めるものである。また、あわせて科研費等その他資金による研究活動における不正行為への対応等についても定める。

(研究倫理教育)

第2条 研究倫理教育の対象者は科研費等その他資金による研究活動に関わる者とする。

- 2 財団以外に本務を有する者及び本務を有しない者に対しては、他の機関での研究倫理教育の受講を認めるものとする。
- 3 研究倫理教育は研究倫理教育責任者が実施する。研究倫理教育責任者は科研費等その他資金による研究活動に関わる者の受講状況を管理・監督する。
- 4 研究倫理教育は、毎年度1回、科研費公募開始後速やかに行う。また、新規に科研費等その他資金による研究活動に関わることとなった者に対しては、着任後速やかに行うものとする。

(研究データの保存)

第3条 科研費等その他資金による研究活動に関わる者は、研究データを一定期間保存し、適切に管理、開示することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保しなければならない。

(不正行為)

第4条 研究活動における不正行為を以下に例示する。

- 一 捏造
- 二 改ざん

- 三 盗用
- 四 二重投稿
- 五 不適切なオーサーシップ

(不正行為への対応)

第5条 科研費等による研究活動における不正行為に関する財団内外からの告発・相談等を受け付ける窓口は研究実施規程第12条に定める受付窓口である。科研費等以外の科研費等その他資金による研究活動における不正行為に関する財団内外からの告発・相談等を受け付ける窓口も同一とする。

2 科研費等による研究活動における不正行為の疑惑が生じた場合は、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機光エレクトロニクス部有機光エレクトロニクス実用化開発センターにおける科学研究費助成事業－科研費－等に関する告発等に係る要領に定める科研費等に係る告発等を受け付けた場合の不正に係る調査の体制・手続等により調査等を行う。ただし、以下の各号を不正行為の疑惑の場合の例外とする。科研費等以外の科研費等その他資金による研究活動における不正行為の疑惑が生じた場合も同等の体制・手続等により調査等を行うこととする。

- 一 調査実施時の報告及び調査結果の報告等は配分機関及び文部科学省に対して行うこととする。
- 二 最高管理責任者の設置する調査委員会の第三者の調査委員は外部有識者とし、調査委員の半数以上を第三者の調査委員としなければならないこととする。
- 三 被告発者（被告発者以外で、調査対象となっている者を含む。）は告発等された事案に係る研究活動に関する疑念を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならないこととする。
- 四 不正行為の認定がなかった場合も、論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することとする。
- 五 不正行為に関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者も、不正を行った者に準じて懲戒等の対象となることとする。また、財団はその者及び不正を行った者に対し、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

附則

この要領は、平成28年9月27日から施行する。